

**鳥取県告示第404号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年6月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
573	米子信用金庫西支店	売りさばき場所	米子市角盤町四丁目 60-1	米子市旗ヶ崎二丁目 20-37	平成22年6月14日